

主な審議の内容 (政府所有米穀の販売等業務)

1. 対象公共サービスの詳細な内容について

- ・平成 24 年 9 月に制定された「カネミ油症患者に関する総合的な施策の推進に関する法律」に基づく業務について、業務内容を確認した。

2. 入札参加資格について

- ・以下の入札参加資格を設けることとされたが、入札手続きにおける競争性の確保を確認した。
 - ① 政府所有米穀の保管管理について、倉庫業法第 11 条に定める倉庫管理主任者として米穀の保管管理業務に従事した経験を有する役職員を配置すること。
 - ② 政府所有米穀の販売等業務の一部を第三者に委託する場合において、一定量を超える業務を委託する場合、委託先との支配関係がないこと。

3. パブリックコメントの結果について

- ・提出された意見はなかったことを確認した。

以上